

議案第55号

米原市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

米原市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

水道事業の健全な経営を維持し、安全で良質な水道水を安定して供給することができるよう、計画的に水道施設の更新を進めるために必要な財源の確保を目的として、令和6年4月使用分からの水道料金を改定するため、この案を提出するものである。

米原市水道事業給水条例の一部を改正する条例

米原市水道事業給水条例（平成17年米原市条例第189号）の一部を次のように改正する。

第28条中「基本料金、従量料金およびメーター貸出料」を「基本料金および従量料金」に改める。

第31条第2項第1号および第2号中「およびメーター貸出料」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第28条関係）

水道料金表

区分	メーター口径	基本料金	従量料金	
			（1立方メートルにつき）	
一般用	13ミリメートル	660円	10立方メートルまで	136.4円
	20ミリメートル	1,265円	11立方メートルから30立方メートルまで	149.6円
	25ミリメートル	2,310円	31立方メートルから60立方メートルまで	187.0円
	30ミリメートル	9,405円	61立方メートルから150立方メートルまで	199.1円
	40ミリメートル	18,865円	151立方メートルから250立方メートルまで	223.3円
	50ミリメートル	29,909円	251立方メートル以上	236.5円
	75ミリメートル	50,490円		
	100ミリメートル	92,114円		
	125ミリメートル以上	管理者が別に定める額		
臨時用	13ミリメートル	660円		272.8円
	20ミリメートル	1,265円		
	25ミリメートル	2,310円		
	30ミリメートル	9,405円		
	40ミリメートル	18,865円		
	50ミリメートル	29,909円		
	75ミリメートル	50,490円		
	100ミリメートル	92,114円		

#### 備考

- 1 「一般用」とは、臨時用以外に供するものをいう。
- 2 「臨時用」とは、工事用その他臨時の用に供するものをいう。
- 3 メーター止需要家は、基本料金のみとする。
- 4 算出した金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

#### 付 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の米原市水道事業給水条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（この項において「施行日」という。）前から継続して米原市水道事業の給水を使用している者に係る料金であって、施行日から令和6年5月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものについては、なお従前の例による。

米原市水道事業給水条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由																																				
<p>(料金)</p> <p>第28条 料金は、別表第1の<u>基本料金および従量料金</u>の合計額とする。</p> <p>(特別な場合における料金の算定)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 料金は、次により算出した額とする。</p> <p>(1) 使用期間が、1月に満たない場合で、使用日数が16日以上30日以内であるときの料金のうち、別表第1の基本料金は、使用期間を1月とみなし、第28条の規定により計算する。</p> <p>(2) 使用期間が、2月に満たない場合で、使用日数が46日以上60日以内であるときの料金のうち、別表第1の基本料金は、使用期間を2月とみなし、第28条の規定により計算する。</p> <p>3・4 略</p> <p><u>別表第1（第28条関係）</u></p> <p>水道料金表</p> <table border="1" data-bbox="138 1114 974 1396"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>メーター口径</th> <th>基本料金</th> <th>従量料金 (1立方メートルにつき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>13ミリメートル</td> <td>660円</td> <td>10立方メートルまで 136.4円</td> </tr> <tr> <td>用</td> <td>20ミリメートル</td> <td>1,265円</td> <td>11立方メートルから30立方メートルまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25ミリメートル</td> <td>2,310円</td> <td>149.6円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	メーター口径	基本料金	従量料金 (1立方メートルにつき)	一般	13ミリメートル	660円	10立方メートルまで 136.4円	用	20ミリメートル	1,265円	11立方メートルから30立方メートルまで		25ミリメートル	2,310円	149.6円	<p>(料金)</p> <p>第28条 料金は、別表第1の<u>基本料金、従量料金およびメーター貸出料</u>の合計額とする。</p> <p>(特別な場合における料金の算定)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 料金は、次により算出した額とする。</p> <p>(1) 使用期間が、1月に満たない場合で、使用日数が16日以上30日以内であるときの料金のうち、別表第1の<u>基本料金およびメーター貸出料</u>は、使用期間を1月とみなし、第28条の規定により計算する。</p> <p>(2) 使用期間が、2月に満たない場合で、使用日数が46日以上60日以内であるときの料金のうち、別表第1の<u>基本料金およびメーター貸出料</u>は、使用期間を2月とみなし、第28条の規定により計算する。</p> <p>3・4 略</p> <p><u>別表第1（第28条関係）</u></p> <p>水道料金表</p> <table border="1" data-bbox="1005 1114 1841 1396"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">メーター口径</th> <th rowspan="2">基本料金</th> <th rowspan="2">メーター貸出料</th> <th colspan="2">従量料金</th> </tr> <tr> <th>使用水量</th> <th>1立方メートルにつき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>13ミリ</td> <td>440円</td> <td>66円</td> <td>0立方メートルから30立方メートルまで</td> <td>121円</td> </tr> <tr> <td>用</td> <td>メートル</td> <td></td> <td></td> <td>31立方メートル以上</td> <td>165円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	メーター口径	基本料金	メーター貸出料	従量料金		使用水量	1立方メートルにつき	一般	13ミリ	440円	66円	0立方メートルから30立方メートルまで	121円	用	メートル			31立方メートル以上	165円	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道料金体系を基本料金および従量料金としたことによる改正</li> <li>水道料金体系を基本料金および従量料金としたことによる改正</li> <li>基本料金の額を引き上げ、従量料金は全口径で統一した料金とするための改正</li> </ul>
区分	メーター口径	基本料金	従量料金 (1立方メートルにつき)																																			
一般	13ミリメートル	660円	10立方メートルまで 136.4円																																			
用	20ミリメートル	1,265円	11立方メートルから30立方メートルまで																																			
	25ミリメートル	2,310円	149.6円																																			
区分	メーター口径	基本料金	メーター貸出料	従量料金																																		
				使用水量	1立方メートルにつき																																	
一般	13ミリ	440円	66円	0立方メートルから30立方メートルまで	121円																																	
用	メートル			31立方メートル以上	165円																																	

	30ミリメートル	9,405円	31立方メートルから60立方メートルまで	187.0円
	40ミリメートル	18,865円	61立方メートルから150立方メートルまで	199.1円
	50ミリメートル	29,909円	151立方メートルから250立方メートルまで	223.3円
	75ミリメートル	50,490円	251立方メートル以上	236.5円
	100ミリメートル	92,114円		
	125ミリメートル以上	管理者が別に定める額		
臨時用	13ミリメートル	660円	272.8円	
	20ミリメートル	1,265円		
	25ミリメートル	2,310円		
	30ミリメートル	9,405円		
	40ミリメートル	18,865円		
	50ミリメートル	29,909円		
	75ミリメートル	50,490円		
	100ミリメートル	92,114円		

備考

- 1 「一般用」とは、臨時用以外に供するものをいう。
- 2 「臨時用」とは、工事用その他臨時の用に供するものをいう。
- 3 メーター止需要家は、基本料金のみとする。
- 4 算出した金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

20ミリメートル	880円	88円	0立方メートルから35立方メートルまで	132円
			36立方メートルから60立方メートルまで	176円
			61立方メートル以上	198円
25ミリメートル	1,430円	110円	0立方メートルから40立方メートルまで	132円
			41立方メートルから70立方メートルまで	176円
			71立方メートル以上	198円
30ミリメートル	5,500円	330円	0立方メートルから60立方メートルまで	132円
			61立方メートルから90立方メートル	176円
			91立方メートル以上	198円
40ミリメートル	11,000円	440円	0立方メートルから60立方メートルまで	132円
			61立方メートルから90立方メートルまで	176円
			91立方メートル以上	198円
50ミリメートル	16,500円	1,100円	0立方メートルから100立方メートルまで	132円
			101立方メートルから150立方メートルまで	176円
			151立方メートル以上	209円
75ミリメートル	27,500円	2,200円	0立方メートルから	132円

	メートル			150立方メートルまで	
				151立方メートルから	176円
				200立方メートルまで	
				201立方メートル以上	209円
	100ミリメートル	44,000円	5,500円	0立方メートルから	132円
				200立方メートルまで	
				201立方メートルから	176円
				250立方メートルまで	
				251立方メートル以上	209円
	125ミリメートル以上	管理者が別に定める額			
臨時用	13ミリメートル	440円	66円	1立方メートルにつき	242円
	20ミリメートル	880円	88円	1立方メートルにつき	264円
	25ミリメートル	1,430円	110円	1立方メートルにつき	264円
	40ミリメートル	11,000円	440円	1立方メートルにつき	264円
	50ミリメートル	16,500円	1,100円	1立方メートルにつき	264円
	75ミリメートル	27,500円	2,200円	1立方メートルにつき	264円
	100ミリメートル	44,000円	5,500円	1立方メートルにつき	264円

備考

- 1 「一般用」とは、臨時用以外に供するものをいう。
- 2 「臨時用」とは、工事用その他臨時の用に供するものをいう。
- 3 メーター止需要家は、基本料金のみとする。